



# くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

## 相談ファイル

先物取引が成立した？

### 《相談内容》

勤務先に「いいお話があるのですが」という電話があった。今の経済状況とか世の中の動きを専門用語で話し続けるのでよく訳も分からず生返事をしていたら、翌日「105円でゴム取引が成立したので200万円振り込むように」という電話が来た。「先物取引の申込みをした覚えはない」と言ったが「やり取りをテープにとっている」と言う。どうしたらいいか。（27歳 会社員）

### 《アドバイス》

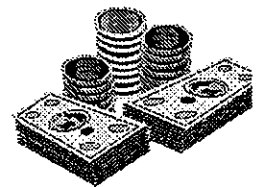
心配しなくて大丈夫。商品先物取引の契約は、電話で返事をしただけで成立する訳ではありませんので、お金を払う必要はありません。

先物取引は、総取引額の5～10%の委託証拠金で取引できるため、多額の利益になることもありますが、逆に多額の損失となる危険性もあります。

取引を始めるには、先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則に従って、自らの責任と判断によって取引を行うことを承諾する「約諾書」を提出しなければなりません。

また、「約諾書」を提出しただけでは取引は始まりません。実際の取引は、委託証拠金を払い、具体的に売買の注文を出してはじめて行われます。

取引をする際は、自分が指示を出すことになっていますが、先物取引のしくみは複雑で何を何枚取引するかの判断が難しく、業者の言いなりになって損をしたという相談が後を絶ちません。素人は手を出さない方が無難です。



## 情報ファイル

—「ゼリー状の着火剤」でのやけどに注意！—



アウトドアブームが高まる中、海や山へ出かけてキャンプ、バーベキュー、庭で焼肉パーティーなどをやる機会も増えてきました。

屋外でバーベキューをする時などに、「ゼリー状の着火剤」を使って、やけどをしたという事故情報が国民生活センター危害情報システムに過去8年間で50件寄せられています。

50件のうち、半数は全身やけどなどの重症事故。また、全体の20%は10歳以下の子どもです。

事故は、メチルアルコールを主成分としたゼリー状の着火剤で発生しており、つぎたしによる引火・爆発が一番多く、気化した着火剤成分に火がついた際に引火・爆発した事故や、着火剤が服につき燃え広がった事故、気分が悪くなった事故なども起きています。

国民生活センターが、ひなたに置いてあったコンロに炭を並べ、着火剤を塗って15分後に着火するテストをしたら、引火・爆発することが確認されました。これは、着火剤の主成分であるメチルアルコールが揮発したのが原因です。

着火剤は使い方によっては危険です。次の注意点を守り、安全に使いましょう。

- ①炭の上部に塗るのではなく炭の下に絞り出しておく。
- ②時間をおかずすぐに火をつける。
- ③キャップをあけた状態では置かないようにする。
- ④点火する時は十分に安全な距離をとる。
- ⑤室内や換気の悪いところでは使わない。
- ⑥着火剤のつぎ足しは絶対にしない。

## お 知 ら せ

### 生活情報サロン9月展示

—我が家の防災を見直そう—

9月1日は「防災の日」です。地震、台風、集中豪雨、火災など、災害は突然私たちを襲ってきます。あなたの家では、いざという時のための防災対策は万全ですか？

運悪く災害に遭った時に慌てないために、日頃から備えておくことをもう一度考えてみましょう。

### 消費者啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	対 象 者	講 師
9月 3日(月)	坂町 総合精神保健福祉センター	かしこい消費者になろう	デイケア通所者	センター職員
9月 5日(水)	御調町 保健福祉センター	最近の消費者問題	民生児童委員	センター職員
9月 6日(木)	神石郡三和町 町民会館	最近の消費生活相談事例 から	行政相談委員	消費生活専門相談員 小川 喜久子
9月 13日(木)	三原市 サン・シープラザ	悪質商法相談対応	心配ごと相談員	センター職員
9月 14日(金)	宮島町 観光会館	講話と寸劇「悪質な訪問 販売にご注意！」	高齢者	消費生活アドバイザー 大牟田 絢子 センター職員
9月 20日(木)	本郷町 中央公民館	だまされないで、高齢者 をねらう悪質商法	高齢者	消費生活アドバイザー 天野 真由美
9月 25日(火)	広島市 県健康福祉センター	消費者生活問題	高齢者福祉大 学生	消費生活コンサルタント 馬場 せつ子
9月 27日(木)	広島市 中野公民館	だまされないで悪質商法	社会福祉協議 会福祉委員	元県立生活センター 消費生活相談員 立花 清治

### 広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央1-3-25 広島県呉地域事務所	TEL 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部4-12-1 芸北地域事務所	TEL 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町13-10 東広島地域事務所	TEL 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町26-12 尾三地域事務所	TEL 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町1-1-1 福山地域事務所	TEL 0849-31-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東4-6-1 備北地域事務所	TEL 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		TEL 082-240-5522

〒730-0036 広島市中区袋町3-17シシンヨービル 6階

相談時間(月～金) 9:00～16:00(12:00～13:00は休み)